

令和元年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の財務諸表に係る 知事の承認に関する評価委員会意見について

財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

1 法的根拠

地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」（以下、「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後3ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、評価委員会は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条第3項の規定に基づき、知事の承認に関し、調査審議することとされている。

2 評価委員会の意見

財務諸表について、法規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。